

機械設備工事 特記仕様書（給排水設備工事）

神戸市建築技術管理委員会作成 住宅建設課加筆修正 令和 6 年 8 月改訂

1. 工事種目

☐ 給水設備	☐ 排水設備	☐ 衛生器具設備	☐ 消火設備	☐ 給湯設備
☐ 換気設備	☐ 空調設備	☐ ガス設備	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐

2. 工事概要

3. 使用材料

名 称	管 種	備 考
☐ 給水引込管	○水道用ダクタイル鋳鉄管（CIP・NS ）	
☐ 給水引込管	○ポリエチレン管（○PEP ）（○ ）	
☐ 給水管（屋内一般）	○塩ビライニング鋼管（※VA ○VB ）	
☐ （屋内一般）	○ステンレス鋼管（SUS ）	
☐ （屋内一般）	○	
☐ （土中埋設）	○塩ビ管（○HIVP ）	
☐ （土中埋設）	○ポリエチレン管（○PEP ）	
☐ （住戸内）	○塩ビ管（○HIVP ）	
☐ （住戸内）	○架橋ポリエチレン管・ポリブデン管	
☐	○	
☐ 排水管（屋内一般）	○排水用塩ビライニング鋼管（○DV・A ○ ）	
☐ （屋内一般）	○ビニル管（○V P ）	
☐ （屋内一般）	○耐火ビニル管（○F S－V P ）	
☐ （ ）	○	
☐ （土中埋設）	○ビニル管（○V U ）	
☐	○	
☐ 通気管（屋内一般）	○ビニル管（○V P ）	
☐	○	
☐ 給湯管 （住戸内）	○架橋ポリエチレン管・ポリブデン管	
	○	
☐ 追焚管	○架橋ポリエチレン管・ポリブデン管	
	○追焚用架橋ポリエチレン管ペア	
☐ 消火管（屋内一般）	○	
☐ （土中埋設）	○	
☐ ガス配管	○	
☐		
☐		
☐ 弁 （50A 以下）		JIS 5K
☐ 弁 ”		JIS 10K
☐ 弁 （65A 以上）		JIS 5K
☐ 弁 ”		JIS 10K
☐ 換気ダクト	○スパイラルダクト	
☐	○換気用耐火 2 層管	
☐	○塩ビダクト	
☐		
☐		

4. 給水設備

(1) 直圧給水設備

神戸市水道事業管理者の基準による。

(2) 給水引込工事

○新設（ ○本工事 ・ ○別途 ） ○既設

(3) 水道局申請・検査

○神戸市水道事業者に必要な申請及び検査を受けること。

○水道分担金の（ ※保留 ・ ○（ ） ）を本工事とする。

(4) バルブ

水道直結式配管及び給水ポンプ系統には 10K 形、その他には 5K 形を使用する。

(5) バルブボックス

※施工標準図による。 ○（ ）

(6) 水質基準

厚生労働省令 1 3 8 号（給水装置の鉛浸出基準）を

※全ての飲料水配管に適用する。 ○（ ）

(7) 断熱材付配管モール

※断熱材付モールの取付けは、両面テープにて取付け要所（@1,000 程度）壁面よりビス止めとすること。

※壁面の状況によりライナー調整すること。

※浴室内は断熱材付配管モールとし、配管モール底部に水抜き孔を設けること。

※水栓ボックスは、断熱材付とする。 ○（ ）

(8) 保温等

施工場所		保温種別	外装材等	備考
屋内露出 (住戸内)	一般居室、 廊下、押入内	※断熱材付配管モール ○ポリエチレンフォーム ○（ ）		断熱材付配管モール は水栓ボックスも 含む
屋内隠蔽 (住戸内)	天井内 木造壁内	※ポリエチレンフォーム ○（ ）		ワンタッチ
	流し台、 浴室ユニット裏	※ポリエチレンフォーム ○（ ）		ワンタッチ
	空隙壁中 住戸内 P S	※ポリエチレンフォーム ○（ ）		ワンタッチ
屋外露出 (住戸内)	バルコニー	※断熱材付配管モール（寒冷地を除く）		
		※ポリスチレンフォーム (寒冷地) ○（ ）	※ステンレス (寒冷地) ○溶融アルミニウム亜鉛鉄板	
屋内隠蔽 (共用)	メーターボックス	※ポリスチレンフォーム ○（ ）	※アルミガラスクロス巻仕上げ ○（ ）	
	床下のあるトレンチ内	※ポリスチレンフォーム		
	床下のないトレンチ 暗渠	※ポリスチレンフォーム	※着色アルミガラスクロス ○（ ）	

屋外露出 (共用)	廊下 外壁等	※ポリスチレンフォーム ○（ ）	※ステンレス ○溶融アルミニウム亜鉛鉄板	
コンクリート内	屋外コンクリート壁打 込	※ポリエチレンフォーム		ペトロラタム系防食 テープを巻く

※メーターボックス内において、樹脂製を含む給水管は、ポリスチレンフォーム保温材（※厚 10 mm ○厚 20 mm）

ビニルテープ巻を施す。

※ポリエチレンフォームの保温厚さは 10mm とする。ただし、屋外露出箇所については 20mm とする。

また、神戸市水道局基準による場合は、20mm とする。

※土中埋設配管に使用するポリエチレン管は、神戸市水道局基準による保護を行うこと。

5. 排水設備

(1) 放流先

※ 下水本管直接放流 ○（ ）

(2) 下水引込工事

○新設（ ○本工事 ・ ○別途 ） ○既設

(3) 排水樹・小口径樹会所

※施工標準図による。 ○（ ）

6. 衛生器具設備

(1) 衛生器具

ア. 設計図に記載されている品番は、便宜上 T O T O、L I X I L の品番を使用している。

イ. 取付高さ ※監督員指示 ○（ ）

(2) 給水栓

※節水こま（散水栓を除く） ○標準品

(3) 散水栓樹

※施工標準図による。 ○（ ）

7. 給湯設備

(1) 給湯器

設計図に記載されている品番は、便宜上ノーリツの品番を使用している。

(2) 保温等

ア. 給湯配管

※架橋ポリエチレン管、ポリブデン管 ※耐熱用ポリエチレンフォーム ○（ ）

※メーターボックス ※耐熱用ポリエチレンフォーム ○（ ）

○壁中及び流し台の配管バック ○耐熱用ポリエチレンフォーム ○（ ）

○屋外露出 ○（ ）

○機械室、ピット内 ○（ ）

イ. 給湯器排気筒

※標準仕様 ○（ ）

ただし、屋内隠蔽、PS 内は ※N(イ)IX ○（ ）（標準仕様書各表 2.3.2 による。）

8. 消火設備

(1) 保温等

屋外露出配管	※要	○不要	
屋内配管	○床下ピット内	○PS内	○その他（ ）
保温の仕様	※標準仕様書（3.1.5各表）	（※（ロ）・○（ハ））	○（ ）

(2) 消火器、消火器用箱

ア. 消火器	※本工事	○別途工事（ ）
イ. 消火器用箱	○本工事（ ）	○別途工事（ ）

9. 換気設備

(1) ダクトの接続

※専用住戸	浴室	：※樹脂製フレキ	○（ ）
	便所、洗面所	：※樹脂製フレキ	○（ ）
	台所	：○鉄製フレキ	○アルミ製 W タイプフレキ
○共用部		：○鉄製フレキ	○アルミ製 W タイプフレキ
○集会所	集会室、和室、便所、湯沸室	：○（ ）	

(2) ベンドキャップ、パイプフード

※ステンレス製耐外風高性能フード（指定色焼付塗装）
○ステンレス製丸形ガラリ（指定色焼付塗装、雨掛り）

(3) ダクト撤去

※ 石綿が含有しているフランジ用パッキン等は、フランジ部を取外さない工法で行う。
○（ ）

10. ガス設備

ガス事業者の施工基準によるものとする。

11. 特記事項

○入居者への工事説明資料作成および工事説明を行うこと。

○全住戸内の事前調査・工事説明を行い、現状を十分に把握のうえ詳細な施工計画(工程・安全対策)を立てること。

○空き住戸の中から間取りごとに1戸選定し、モデル施工を行うこと。監督員による各戸モデル検査合格後、他住戸の施工を行うこと。

○作業に際しては入居者の生活に配慮し、作業の日時等について各入居者および自治会と十分に調整のうえ円滑に作業を進めること。

○掲示、各戸への周知文配布等により入居者へのお知らせ及び協力依頼を徹底すること。

○工事中の入居者等第三者の安全には充分注意すること。また、入居者と錯綜するところは必ず交通誘導員を配置すること。

○作業時間は8時（作業準備を含む）から18時までを原則とする。なお、住戸内作業は9時から17時までを原則とする。騒音、振動を伴う工事は、各入居者および自治会と十分に調整を行うこと。

また、入居者等の希望により休日等に作業を行い場合は、他の入居者・自治会等への理解と連絡及び掲示を行った上で施工すること。

○E Vを使用して資材等を運搬する場合は、E V内を十分に養生し、入居者の優先使用に努めること。

○室内工事については、入居者立会いの上施工を行い、作業完了後、各入居者から完了確認の署名を受領し、取りまとめて監督員に提出すること。

○住みながらの工事のため、1日の工事を終える際には入居者の生活に支障がないよう復旧すること。

○室内工事各工程の作業完了後、清掃・美装を行うこと。

○工事施工に必要な家具等の移動および再設置は本工事に含む。

○工事車両の駐車場所及び空住戸に現場事務所を設置する場合は、自治会および指定管理者と協議すること。（有償）

○工事用の電力、水道の使用料は、受注者の負担とする。居住者から供給してはならない。

○作業員は腕章等をつけること。

○作業中は十分に養生を行い、損傷の無いように努めること。特に室内では、コンパネ・シート等により十分に養生を行うこと。損傷した場合は速やかに現状復旧し、監督員に報告をすること。

○はつり工事の際、防護シートにより事前に養生し住民の安全には充分注意の上、施工を行うこと。コア抜きは既設打込み配管・配線に注意し、破損した場合は速やかに現状通りに復旧すること。

○壁貫通配管の補修、配管撤去後の穴埋めはモルタル等により適切に行うこと。

○断水する場合は、十分周知し、入居者への行き違いが生じないようにすること。

また、断水復旧後、各住戸内各水栓のエアー抜き等を実際に行うこと。

○スラブ貫通部の既設立管撤去に際しては、建築仕上げ等への影響が少ない工法（例：引抜工法）を原則採用すること。また、新設排水管とスラブの接触する部分は常温亜鉛塗料を塗布すること。

○既設不要配管(残置処分)の水抜きは、完全に行うこと。

○新設の住戸内露出雑排水立管の保温は不要とし、指定色2回塗りとすること。

塗装は住戸外（敷地内指定場所）等で行い、室内ではタッチアップ程度とすること。

天井内及びピット内の排水管は、ポリエチレンフォーム（10mm、ワンタッチ）にて保温を行うこと。

○石綿について事前調査を行い、結果を提出すること。その結果工事範囲に石綿含有が確認された場合、石綿漏洩防止対策徹底マニュアル等に従い、下記に留意すること。

・外壁への支持・貫通等の施工時は、石綿作業主任者を選任すること。

・石綿則に基づき作業（湿潤・集塵等）を行うこと。

・施工時に発生した廃棄物は、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、適正に処分すること。

・環境局・労働基準監督署と協議の上、届出すること。